十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「政府」を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十一項を第三十項とし、第三十二項を第三十一項とし、同条第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。

45　租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第二条第十四項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分）の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

46　道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項の規定による認定を受けた同法第十三条第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第二条第七号に規定する道路運送高度化事業（同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（供用開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前条第十三項若しくは第二十七項」を「前条第十二項若しくは第二十六項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「附則第十五条の九の二」を「附則第十五条の九の三」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第五項及び第十項中「又は次条第一項若しくは第五項」を「、次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項」に改める。

附則第十五条の九の二第五項中「対して第一項」の下に「若しくは次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

**第十五条の九の三**　市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第十五条の九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規